

第五十五回国会
衆議院

石炭対策特別委員會議録 第十六号

昭和四十二年六月八日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 多賀谷真穂君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 岡田 利春君

理事 池田 利治君

理事 進藤 一馬君

理事 野田 武夫君

理事 木原津與志君

理事 渡辺 惣蔵君

理事 大橋 敏雄君

理事 中川 俊思君

理事 三原 朝雄君

理事 八木 昇君

理事 田中 六助君

理事 井手 以誠君

理事 細谷 治嘉君

理事 田畑 金光君

理事 菅野和太郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 井上 亮君

理事 中川理一郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

理事 植村甲午郎君

○多賀谷委員長 これより會議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

本日は、石炭対策の基本施策に關連して御意見を述べたいため、参考人として石炭産業審議会会長植村甲午郎君の御出席をいただいております。

この際、植村参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席を賜わり、まことにありがとうございます。

御承知のごとく、わが国石炭産業をめぐる諸情勢は依然としてきびしいものがありますが、本委員会におきまして、目下石炭産業再建整備臨時措置法案をはじめ諸法案の審査をいたして、

また昨日は石炭の基本施策につきましても、労働の方々に参考人として御出席をいただき、貴重な御意見を拝聴したのであります。

この際、植村参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

ありますが、一応大筋というものはこれででき

た、しかしながら、それではこれでこの制度をそのままだと予算を通していただき、また関係法案を通していただくというふうなことでうまくいく

まい、いろいろな問題になりますと問題を含んでおるわけでありまして、大筋としてはそれでいいとい

た、状況が厳格なときにもできるだけ各般の状況を勘案して、予算の盛り方についてもやっ

ていただくというふうなお願いもして努力をされて予算ができていくわけでありまして、

さらに御承知のように、本来審議会でもやりましたときも、いつからの実施になるかというふうな

予想としては、できるだけ早くということ、方針がきまりましたら、政府のやることは、国会にかけないで済むことはこれはすぐやっていた

ますか、そういう政策需要でない方面についても

これはやはりだんだんに減じていく傾向にあるというところで、一応の数字をはじいて、それを計算を

し、そして大体の需給の見通しのようなものをこしらえまして、いろいろな施策の基準にしてい

た、ところが、さて現実の問題としてあらわれるところは、いわゆる一般需要の減り方がそのときに想定

したよりもっと早くまいりまして、貯炭が予定以上に、異常貯炭といえますか、これがだんだんふえ

てきている。これが相当の数になっております。そういたしますと、これは申し上げるまでもなく、

貯炭を山が非常にかかえますと、いわば炭鉱の生産をするほうの土気にも関します。生産のほうはもう伸びが悪いところも出てくる。生産の量が少なければおのずからパー・トンのコストは

おたところでございますが、この点についてた
だいま申し上げたような二つの状況があるわけ
でございます。大きく言いますと、いまの需給関
係がだいたい当初の予想と違ってきておる。それか
ら国会解散、選挙という形ですつとおくれ
たために、金融的にみんなだいたい困つてきてい
る点があるというふうなことをすつかり織り込みま
して、アフターケアというのについていますで
考えたよりもさらに、いわば腹をきめていただい
てしつかりしたことをやってみようと思つて、石
炭鉱業そのものの将来というのについて心配
になってきたというのが事直な私の感想でござい
ます。ただ、具体的にしたらばどうやっていくか
という点になれば、アフターケアと申しまして
もやはり予算に關連することが相当出てまいり
ます。これはいわば国民の税金を使うわけ
でありますから、有効適切に効果のあるように
やつていかなうかという問題になれば、これはよほど
よく検討しまして、むだのないようにしたいと思います
か、方針を立てなくちゃならぬと思つて、いざ
それにしても、これは相当のことをやりませんと、
いまのような新情勢を考えますと、なかなかま
く従来考へていたような形でスムーズに移行して
しつかりしたものになつていくということが、問
題はなかなかむずかしいことになりはしないか。
まだ一向どうも、お互いがディスカスしてある段
階でございせんけれども、私、いろいろなお話
を伺つていて、そういう感じを持ったというの
が、率直な現段階における私の気持ちでございま
す。

はなはだ抽象的なことを申し上げましたが、数
字その他についてはすでに協会有いは石炭局長
のほうからお話し申し上げておると思つて、
一応御趣旨としまして、私はそういうふうなこ
とをいま感じて、非常に心配しているということ
をまず申し上げたいと思つ次第でございませう。

○多賀谷委員長 ただいまの御意見について質疑
の通告がありますので、これを許します。岡田利
春君。

○岡田(利)委員 お忙しいところ、貴重な参考意
見を聞かしていただきまして、まことにありがと
うございませう。若干御質問を申し上げたいと存じ
ます。

いまお話もありましたように、電力用炭の引き
取りがまだ順調にまいつておりませんから、六
百万トンを超える炭炭がすでにあるわけではな
い。貯炭になるというところは、御存じのように少な
くとも三、四百万程度の貯炭経費がかかること
とは、これはもう常識的なわけではな。しかし一
方、各電力の貯炭状況を見ますと、そのスペース
からいって貯炭引き取りは可能であるわけではな
い。ですから決済は別にしても、私はこういう石炭の
置かれておる現状から考えれば、九月に決済しよ
うと、一応貯炭はやはり一定量引き取ることに
なつていくわけですから、電力会社が大体引き取り
計画に基づいて一応貯炭を認める、こういう方法
がとられれば、トン当たり三百万程度というものは
浮いてくることは間違いないと思つて、この間電力
会社と石炭側のいろいろな問題点
もあろうかと思つて、これからは私、この
傾向はある程度毎年続いていくものと考へら
れますから、この点はやはり審議会のほうとして
も十分検討されて、むしろこういふむだな貯炭経
費をかけるというところは解消すべきではないか、
こういう点について御検討されておられますか。
あるいはまた見解を承れば幸いと存じます。

○植村参考人 ただいまの点は、つまり電力会社
のほうとして物理的にはまだまだとれる、しかし
経理関係その他から考へて引き取りをしていない
というふうなものでありますれば、これはやれる
ということとは相手のあることですから申し上げる
ことはできませんけれども、何らかひとつ電力側
に努力をしてもらうことをお願いをする、これは
やるべきことであるし、またできることだと思つ

のです。物理的に詰まっていますと、これはまた
無理な話になるわけではな。この点相当余裕がある
のかどうか、一ぺんこれは調べてみたいと思つて
り申し上げられないわけではな、数字はそういうこと
になるのではないかと存じます。

○岡田(利)委員 特に法案が提出されている間で
貯炭が激増してきたという点と、もう一つは炭鉱
に働く労働者の賃金問題が今年特に問題になつた
わけではな。先般の炭炭、全炭鉱と石炭協会側との
交渉は、最終的に七・四〇程度で妥結を見たわけ
です。もちろん政府としても、この炭鉱労働者の
賃金については、春闘相場あるいはまた今後消費
者米価、物価の値上がり等から考へて、七割は一
応のめどであつて、これを弾力的にやはり考へて
対処しなければ、炭鉱における労働力の確保、こ
ういふものは必ずしもさくさくであるという見解
を示しておつたことも事実なわけではな。しかし実
際問題として、五千万トンにセツトされて、賃金
七・九〇年率アップということではな。再建計画が組ま
れまして、どうしてもこれにかたくなに固執をする。
そして客観的な情勢、そのときのいろいろな要因
というものを十分理解ができて、これに目をお
おろ、こういふ傾向がどうしても私は強いと思つ
わけではな。一方、しかし労働使間に紛争が起これ
ば、その紛争のもたらす結果、再建計画遂行にい
ろいろ支障を来す、こういふ両刃の關係に実は
あると思つて、私はさういふ意味において、
この特殊な政府の大きな援助を受けている石炭産
業の労使、しかも客観的に変動がある場合におけ
る賃金の決定、こういふものはやはりある程度、
もう少し双方の立場が消化できるような運用、こ
ういふものが私は必要ではないかということではな
非常に痛切に感じたわけではな。中労委解決等もい
ろいろ話し合ひをされましたけれども、結果的に第
三者、中労委機関にかけることも一応放棄をして、
不満ながら自主的に解決をした、こういふ経過
があるわけではな、もちろんこの審議会でも七割
は単なるめどである、こういふことも経理審査会が
あつて、厳密に審査してこれにオーケーを与える

わけなんですから、これはめどといつても、実質
上相当きびしくセツトをされてくる、こういふ点
について非常にむずかしい問題であらうかと思
いますけれども、ある程度、やはりさういふ計画を
出され、しかもそれにオーケーを与えている審議
会としては、これに對する弾力的な態度という
か、さういふ面がどうしても必要ではないか、こ
ういふ感じがするのですが、この点についての見
解を承つておきたいと思つて、

○植村参考人 ただいまお話しした点は、やはり私
ども非常に心配している点でございませう。いわば
炭鉱が労働者のほうの關係から破綻を来す、こ
れは待遇その他についてあまり悪い場合にはさう
なるおそれはあるわけではな。ただ問題は、
七割で一応の計算はしてあるわけではな。ただ問題
は、これは平均的なめどであることは確かであり
ます。ただ先般私どもがたいへんなことになつて
はいよいよこの際困ると思つたのであります。が、
労働組合側も十分に了解をして、御不満ではあつ
たろうが、とにかくストライキというふうなことは
回避できたといふことはたいへんよかったと思
います。業者側としまして、使用者側としていま
非常に苦しい立場に入つておりますから、これは
またどうもちょっと何とかできないかと思つて
も、いまはイエスといふことを言おうと思つても
言えないといふところに追ひ込まれておりまし
て、いわば金融關係からいって非常な苦勞をして
いるわけではな。何とかひとつがまんをして、
これはやむを得ない。何とかひとつがまんをして、
足であるけれども、まあしかたがないといふこと
になつたのだらうと想像いたしますけれども、ど
うしてこの炭鉱に働く人を引きとめるかという問
題、これはなかなかむずかしい問題だと思いま
す。

本来ならば地下労働、ことに坑内の労働という
のは申し上げるまでもなく特別なことであります
から、相応しい条件でなければなかなか人が集ま
らないといふのはあたりまえだと思つたのでありま

す。しからば石炭鉱業の現状において、これを何とかひとつ確実なものにしていくという点からいいますと、そのほかに多分な満足したことができないというおそれは多分にあるわけだ、とございます。そこで特別年金の制度が考えられて、これもまあ一つの方法、プラスαの方法にはすぎないかも知れませんが、いわば私考してみますと、これに程度があります、労働条件の端の目先のものとしては必ずしも満足できないけれども、まあここでもちゃんと働いていけば、あと自分の生活としてはある程度の設計ができるというように形で、安定した職場であるという点をつくっていくよりよいというわけであらうし、これには居住の条件だとかいろいろあるわけでありまして、それから勤めていく炭鉱そのものがちゃんとしなければ困るという基本的な点もありますが、年金制度で少なくともその相当部分というものを特別に配慮をされて、そしてそういうふうなことがあるので、老後の関係その他についても設計がどうやら立つ、その点はいいしするからひとつやるか、そういうところについてもらえれば一番ありがたい、そういうことでありますが、ほかの条件もございまして、一がいにそれだけでいいはずだなんて申し上げる次第ではございません。

○岡田(利)委員 炭鉱の労働賃金というのは、他産業に比べて非常に複雑なわけですね。たとえば完全に定額給ですばらしい能率をあげておる炭鉱もあれば、前時代的ないわゆる丸請負といえますか、そういう形態で賃金を支払っておる会社もあるわけですね。それ以外に、賃金形態からいえば、基準外、基準外賃金、諸手当、他産業に比べれば非常に複雑な賃金体系であることは、賃金を扱う専門家が大体認めておるところなんです。私は将来石炭産業というものを安定させていくという場合に、労働の安定なくして石炭産業の安定がないとするならば、炭鉱の労働賃金についてもある程度検討しなければならぬのではないかと、こういう気がするわけですね。特に今度の経験からかかみ、こういう点について、単に一月月幾ら

あるいはトン当たり幾らが労働賃金であるということではなくして、炭鉱の賃金は時代の要請に従ってどういったものであるべきか、こういうものがある程度見出していく必要があるのではないかと。何と云っても、毎月、毎日もらう賃金が魅力であります。もちろん年金についてもこれは魅力でありますし、また中小炭鉱からいいますと、他に流出した者が炭鉱に今度は戻る、こういう方々が年金のために多くなつていくのではないかと、こう私は考えるわけですが、何と云っても賃金でありますから、この点について特に今後審議会でも十分ひとつ御検討願いたいということを要請いたしておきたいと思ひます。

次に、いま金融の問題で、実はきのうもそれぞれの代表から意見が述べられて、非常に逼迫をきたした。これは御存じのように、当初審議会では答申がなされて、その答申によれば安定補助金を出す、いろいろな説がありまして、炭田別にやるのか、あるいはまたそれぞれの企業の実態、こういうものを考えてやるのか、しかも答申の趣旨は安定補助金というような趣旨であつて、それが一応中小炭鉱と再建炭鉱に限られて掘進補助金になつたわけですね。この掘進補助金は確かに前向きであるし私も賛意を表するわけですが、しかし実際問題として負債がたな上げになつたとしても、掘進補助金というのは、これは半期ごとに決算すれば、九月末、三月過ぎなければ実績主義で支払いがなされないわけですから、それを見返りに市中銀行から金融を受けるといっても、はたしてでは掘進が計画どおり順調にいくかどうかという保証が実はないわけですね。炭鉱はまた出水、災害等の事故も多いわけですから、そういう点から考えますと、私は安定補助金のはがが企業としては非常に弾力的に運用できるのではないかと、こういう気はするわけですね。こういう点について、今後アフターケアの中で今度の政策を検討されて、さらにそういう面について検討を進められる用意、そういうふうにお考えを持たれておりますかどうか、この際承つておきたいと思ひます。

あるいはトン当たり幾らが労働賃金であるということではなくして、炭鉱の賃金は時代の要請に従ってどういったものであるべきか、こういうものがある程度見出していく必要があるのではないかと。何と云っても、毎月、毎日もらう賃金が魅力であります。もちろん年金についてもこれは魅力でありますし、また中小炭鉱からいいますと、他に流出した者が炭鉱に今度は戻る、こういう方々が年金のために多くなつていくのではないかと、こう私は考えるわけですが、何と云っても賃金でありますから、この点について特に今後審議会でも十分ひとつ御検討願いたいということを要請いたしておきたいと思ひます。

○植村参考人 アフターケアの内容につきましては、実はこれは相当甲論乙駁のある問題だと思ひます。したがって、いかなる方法をとつてやるのか一番効果的であるか、また将来のためにいかんといふふうな点になりますと、まだちょっとその方法論を申し上げる段階に至つておりませんが、いまの安定補助金が一時的なものはいいか悪いことになると、これはやはり相当の問題があるだろうと思ひます。全体に考えまして、それから山の何といふますか、本来の性格として、山そのものは変わつていく性格があるわけでありまして、つまり掘り上げればそれはやめて、そして新しいところが今度は生まれてくるというやうな形になるのでありますから、そういうふうな点も考えて、どうするのが一番効果的で将来労働者の関係からいっても安定した職場がきつちとできていくかという点がございまして、さういふ点いろいろ議論があると思ひますが、まだちょっと私はこう考えるというだけのあれを持つておりませんけれども、概括的な感じを申し上げておつて恐縮ですが、その程度であります。

○岡田(利)委員 きょう実は麻生参考人も参りまして私申し上げたわけですが、政府は石炭産業というものを安定させるために抜本策の答申を受けて一応これだけの政策を具体化してまいつたわけですね。それだけ企業側に対する国民の要求、こういうものも非常に強いと思うのです。それにまた自主的に業界はこたえなければならぬ重大な責任というものがあつたのではないかと。たとえば鉱区問題については、最近緊急なところは調整をされておりますけれども、残る山はほぼ明確になつてきたわけですから、二十年、三十年のフィールドの決定をして、そこで鉱区の調整をしなければならぬものはすでにしておる。さうすることによつて坑道展開の設計等も長期的な展望に立つて合理的な坑道設計が可能である、こういう問題もあるでしょうし、あるいはまた福利厚生施設の配置等についてもそういう前提に立つて計画的に組まれ

ていくのではないかと。そういう意味では、いまその鉱区調整が必要だからそれを調整すればいいのだというやうな考え方では、これはもうおそいのではないかと。むしろ業界側もそういう積極的な姿勢を打ち出す必要があるのではないかと。言い出したほうが値段が高くなるから言い出したけれども、これは合理的な改正か特別立法を講じて、ある程度の強制を伴わざるを得ないのではないかと、実はこういう意見を述べたわけですね。

また流通機構の問題についても、もちろん大きい問題はこれからの原料炭の運送あるいは運賃補給等の問題も出てくるでしょうし、あるいはまた小さいところは二次売店までの流通機構の体制についての再検討も、問題をしばしば今日まで提起されてきたわけですね。そして、石油に押される。押されると言いつつながら依然石炭販売というものは従来のままの体制で、一応配炭会社はいますし総合燃料店として石炭も、油も、ガスも扱うという状態にあるわけですね。私は特に暖房用炭関係をやつと検討してまいりますと、石炭というのはカロリーとか灰分だけでその持味が決定されるものではなくて、粘結性もあるでしょうし、あるいはまた非常にたいいし、火持ちがいい、つきがいいか、悪い、こういういろいろなファクターが実は暖房用炭の場合にはあるわけですね。しかし、ある炭鉱の炭と、また別の炭鉱の炭をミックスすると非常に使いよい炭になることもこれは事実なわけですね。しかし、その古いまままでの売買シェアの関係からいふんこの点についてもお互いに主張して譲らず、この合理化ができないという状態に私はあると思ひます。しかし実際価格というものがすでに存在したしておるわけですから、ある程度地域末端については、これは消費者が使いやすい炭を供給する、こういう面の自主的な調整というものがなされるべきではないかと。これもなされないとすれば行政指導を上回る何か強い指導といひますか、規制までいきませんけれども、そういうものも必要ではないかと、こういう気持はこれか

ていくのではないかと。そういう意味では、いまその鉱区調整が必要だからそれを調整すればいいのだというやうな考え方では、これはもうおそいのではないかと。むしろ業界側もそういう積極的な姿勢を打ち出す必要があるのではないかと。言い出したほうが値段が高くなるから言い出したけれども、これは合理的な改正か特別立法を講じて、ある程度の強制を伴わざるを得ないのではないかと、実はこういう意見を述べたわけですね。

らの問題として判断せざるを得ないわけですが。

あるいは一千億以上の負債を元利均等償還をする。普通であれば、その場合にはスクラップ・アンド・ビルドではなくして、企業の合同再編成というものが、本来歴史的に見れば、いずれの企業、いずれの産業の場合にもそういう傾向が取られてきたと思うのです。石炭だけはその面では無傷でこれからのいこうといたしておるわけですが。特に中小炭鉱を見ますと、どうしても企業の

合同を積極的になければならないのではないかと。そのことが、長期的に炭鉱が安定することによって雇用も非常に安定すれば地域経済も明るくなる、こういう幾多の問題があるのではないかと。あるいは大手の場合でも極端な例は、あるところでは二千米トール離れていて、掘る層は一枚の原料炭の炭層だ、こういう地域もあることは御存じのとおりでございまして、こういう点についてこれからやはいり一歩進めていくべきではないか、こういう問題点が私はあると思うのです。

さらに需要の問題につきましては、今年、来年が一番苦しいのではないかと、四十四年度に入っていけば漸次供給構造も変わってまいりますし、電発、火力等も非常に変わってくるのではないかと、そういう意味で今年、来年二年間の需要対策として貯炭融資ができないとするならば、ある一定引き取りのきまつている量についてはささえるという需給調整の措置が必要ではなからうか。

大体以上のような問題がこれから大きなポイントとして、考えられるのではないかと、かように存するわけですが、この点についてお考えをお聞かせ願えれば幸いです。

○植村参考人 ただいまおっしゃったところはみんなこれから検討すべき重要点だと存じます。ことに一番初めの鉱区調整の問題でございしますが、本来ならばおっしゃったとおりいくのがほんとうだと思ふのです。ただ強制力を用いなければならぬということと残念なような気がするわけ、その前の段階において相当の調整ができれば

一番いいと思ひますし、それからその内容として将来のその地域の出炭全貌を考えて、効率的にどうやって掘っていくのが一番いいかというように、なごまで考えてやるべきであるというお話し、これはそのとおりだと思ひます。これらの点について一段とわれわれとしましてまた審議会の場におきましてディスカッションをしまして、いまましきりにやっておりますけれども、勉強すべき点だと存じます。

それから販売の問題ですが、これはあらゆるくふうをして石炭の需要確保をやらなくてはなりませんし、いまの暖房炭ですが北海道が相当大きな需要であつたのでありますが、どうもこのごろはそう簡単に売れないような点もあるようで、何とかして寒い地域の暖房炭についてはもうちょっと売れるような商品的な研究を進めることをほんとにやるべきだと思ひます。

この企業合同の関係は普通の企業と少し違ふと思ひます。それぞれ引越しのできない職場でありまして、これをただ合同しただけでぐあいいくつかない場合もありましよう。しかし将来を考えると経済的な効果が出てきて、両者ともいわばぐあいいくよく道であるという点になりますれば、四囲の状況によりまして、やるべきことのひとつだと思ひます。ただちよつと違ふ点があるだろう。

需給関係につきましても、大きな日本全域のことを考えてみましてもやはり問題があるわけでありましよう。つまり炭鉱が少し年をとつてきたという地域と、それからまだ若い地域とをいわば出炭増は若い地域のほうへよけいき得るわけでありましよう。しかしそうなりますと、細長い日本列島で端から端までそこから送るのがいいか悪いか、そうしますと輸送費の問題とからんで必ずしもしからずという問題も出るのではないかと、そういうような点も需給関係としては十分に検討してまいりましよう。全体としてのほんとうのこれならというところへいかなないのではないかと、この点もあるだろうかと思ひます。いろいろ御指摘のところはわれわれとしてさらに努力して検討すべきところだ

と思うのでございします。

それからいままの、私たまたま経済会におります、できれば自覚して業界でやってもらいたい。行政指導で実際の実情を十分話をつけて、干渉するといひますが、どうですかというところまでいいいんですが、法律で強制するところへ行かないうちに何とか問題が解決するようにしたい、当然私の気持ちとしてはそういう気持ちでございします。

○岡田(利)委員 どうもありがとうございます。時間がありませんので、最後に特別にお願いをしておきたいと思ひますが、これから長期的に再建計画が出され、この遂行が問題だと思ひます。そのにない手というのには経営者のみならず、炭鉱で働いている労働者だと思ひます。普通一般の就業規則であれば、労働者の意見も付されて出されるわけですね。私は資格については労働者の意見も付されて審議会で提出される、こういうことがより望ましいのではないかと、こう思ひますので、この点はぜひひとつ研究していただきたいということだけを申し上げて終わりたいと思ひます。

○植村参考人 ただいまの点につきましては、審議会のメンバーに各組合の代表の方がおられまして、相当の議論がいつもあるわけでありましよう。できるだけそういう方々の議論ももちろん反映されてきまつていくべきだ、こう思つております。時に、うっかりごもつともだと思つて賛成と言ひたいけれども、ちよつと委員長をやつていられると簡単に言えないというふうな場面もございします。いろいろな御意見がございしますから、できるだけ反映するような形でまいることは当然だと考えております。

○多賀谷委員長 中川俊思君。○中川(俊)委員 具体的な問題につきましては、岡田委員からいろいろ御質問があつてお答え願つたのでありますが、重複を避けてまして、私は一歩高度な点からお尋ねいたします。

まず植村さんにお尋ねいたしますが、日本における石炭政策がここ数年非常に問題になつております。しかし国会におきましても、またあなたがお議長をしていらつしやる審議会におきましても、いろいろ慎重に御審議になつておるのですが、にもかかわらず、この問題は依然として尾を引いておる。一体どういふところに原因があるとお考えでございしますか。まずその点をお伺ひしておきます。

○植村参考人 なかなかむずかしい問題でございしますが、一つは、やはり石炭産業そのものでございします。ほかの経済とのからみ合わせにおいての地位といひますか、この関係が、なかなか相手方のエネルギー諸源というものの力が強いわけでありましよう。御承知のように、イギリスにおいてもドイツにおいてもフランスにおいても、みんな石炭対策をやつたわけでありましよう。これがやはり新情勢においてまたちよつと手直しをやらなければならぬというふうな問題がそれぞれ起きております。ただアメリカは、なお産地によりましよう。またまた油とけんかしてだいじょうぶだといふところも残つております。これは自然条件、立地条件がよくて、大量に安く出て、それを使つておる、これは幾分かあります。ソビエトはまだ石炭増産時代で、非常に熱を入れてやつております。したがつて技術的にもほんとうの研究をやつておるから、いろいろな機械をこしらえてやつております。それから先般ポーランドから製鉄用炭を買つたわけですが、これはちよつと粘結炭がどうしても必要なところで、条件が合うものですか買つたわけですが、ポーランドとしますと大きな国策として石炭の開発をやつておるわけですが、ただ難点は、港にそんなに大きな船が入らない。あそここのバルチック海はあまり深くない。通るところも少し狭くてあまり大きな船が入れましよう。石炭専用船くらいのことなら……。二十万トンのタンカーというわけにいきません。ということですが、非常に条件のいい、そして質のいい石炭が多く埋蔵量があるものですから、開発にしても少し手伝おうという状況がある。したがいま

して条件の非常にいいところは世界市場相手にしてもやれるわけだと思ひます。しかしそうでない普通の場合にはなかなか守勢であつて、国の安全保障の意味から、あるいは石炭産業そのもののある限界のものにはぜひ守つていきたい。それぞれ多少の違ひはありますが、同じような意図でそれぞれ政策をやつておる。これはどうも防衛的である。イギリスなんかにしても、北海のガスが有利に飛び出してきつた。そうなるのを将来の問題としてはそういうことをマークしてどうするか。新しく手を打たなければならぬというふうな、外界の条件が違つてきますと、手を打たなければ、漫然としていたらだめですから、そういうふうなことでどうも守勢に回る形になるのはやむを得ない、こう思つておるわけです。

○中川(俊)委員 ちよつとはつきりしないのですが、イギリスもドイツも日本に比べますと、わりあいに石炭政策はよくいつておる。しかし日本は石炭の埋蔵量は相当私はあると思ひます。日本における唯一のエネルギー資源です。それがうまくいかない、どういふところに原因があるか。いまお尋ねしたことに對して、最初のほうにちよつとおつしやいましたけれども、石油の圧力といふか、これは今日世界の情勢がそういうことになつておる。しかしそれならば、石油の圧力に對して石炭政策はどうあるべきであるか。石炭だけを取り上げて、日本のエネルギー政策を扱つておるところに間違ひがあるのではないだろうかと思ひます。石油もあるし、今日は石油がいばつておつても、さらに何年後には原子力に迫り回される時代が来ないとも限らない。それらを勘案して、いわゆる総合エネルギー政策といふものが私は必要ではないかと思ひます。そういう柱を立てないでただ石炭ばかりいじり回しておることに、石炭政策がいつまでたつてもうまくいかないところがあるのじゃないかという考えを私は持つておるわけです。

そこで、植村さんは石油のほうにも御関係なさつておるのだらうと思ひます。石油審議会である

とか鉱業審議会、それから石炭鉱業審議会、これらの審議会の審議の過程において、そういうような問題は論じられたことはございませんか。

○植村参考人 石油審議会の場ではそういう問題は出ません。ただ総合エネルギー調査会、これはおつしやるようなことを全部集めてやつておるわけでありまして。ここではもちろん出ておるわけでございます。結局組織的にどこまでいつておるかというところが問題でありますけれども、あそこでは調査会でやりますが、総合的に考えていただく、いわゆる石炭の位置づけといわれる部分につきましては、あそこでもいろいろやりまして、まず五千万トン程度のものを持つていくことが、総合エネルギー政策としてもしかるべきではないかという結論を得たわけでございます。あそこじややつておるのではありません。

○中川(俊)委員 五千万トンというのは、たとへば総合エネルギー政策のためから、向こう何カ年間は五千万トンである、あるいはその次はこれをふやすべきか、あるいは減らすべきかというふうな意見も、私は出ておるのじゃないだろうかと思ひます。そういうふうな、いわゆる総合政策といふものが出ておる以上は、それをひとつ強力に推進をしていただきたいと思ひます。ただ審議会で議論をされて、一片の答申だけでなく、御承知のとおり、政府は答申じやなかなか動かさないのです。ですからそれを、植村さんなんか相当お力があるのですから、あなたの方のお力で、ひとつうんとこれを推進していただきたい。私はこれをいつても言うのですが、そういうことを申しやうはなはだ失礼ですけれども、おえら方は政府から頼まれれば、ひとつ審議会の委員になつてやつて、そこでお茶を濁しておけばいいわいというふうな、植村さんはそうじやございませんけれども、そういうふうな方が多いのじゃないかと私は思ふのです。せつかくそういういい意見が出ましたならば、これはひとつ国策の面に及ぼす努力をしていただきたい。むしろ私ももしなければならぬし、政府もしなければならぬのですが、

政府というのはなかなか動きません。石炭局長はここにおりますけれども、幸に石炭のほうには井上局長という名局長がおりますからうまくやつておりますけれども、なかなか動かないのです。ですから、そういう点をひとつうんと私は推進していただきたいというところを方々でお願いしておるのでございます。石炭というのは御承知のとおり日本は無尽蔵ですから、石油は、いまちよつと中近東でござつたしておりますが、あれがもし、けさうまくまゝとまつたようなニュースがちよつと入つておりますが、拡大でもしまして、この前のスエズ運河のようになつてしまつたと、日本は石油が来なくなつたらどうしますか。あのときも御承知のとおり大騒ぎをした。ですから、そういうたてまえから言つたら、日本における唯一のエネルギー資源である石炭といふものを、石油に追いつくからまゝ子扱いするのだというふうなやり方は、私はよろしくないと思ひます。政府でもそういう考えを持つておる者がおりますから、ですからそういう点に對して植村さんあたりは経団連にたてこもつていらして、全く高度な日本のあらゆる政策に關与しておられるのですから、そういう点をひとつうんと推進していただきたいと思ひます。ひとつ御決意のほどを承つておきたいと思ひます。

○植村参考人 お答えしますが、大体たてまえは、純経済性からいまして、相当責められます。それはそのときになればちよつと聞き直つて防衛体制をとるわけでありまして、そうかといつて、それでは非常に高いコストになる石炭を掘るか、それだけは海を越えて持つてくるか、それも言えないわけなんです。そこでまず五千万トンというものを需給関係から考えまして、一応策定されて、その線を守つて一生懸命やつておるといふわけでございます。調査会でありまして、しかも価格問題の検討その他まだやらなくちゃならぬ点もあるわけですが、とにかく、五千万トンというものを総合エネルギー調査会で認めましたから、それが石炭の特別措置法を出します基本になつて

おるわけでございます。ですからあそこできまつたもので、具体的に国策と関連のあるものは、それぞれある程度は使われておると信じております。そんなふうなことで、私自身としては、ときどき防衛体制をとらされたりすることはありますが、そのときは十分に石炭の問題については主張するところをやつておられますけれども、これはなかなかそろばん片手の手がたいへん多いときになると、多勢に無勢で、そんなことを言つてもいつてやられることがありますが、できるだけのことはやつていきたいと思ひます。

○中川(俊)委員 確かに事業家とすれば、そろばんをはじいてやることは当然でございますから、高い石炭を買いよよりは安い石油といふことになると思ひます。したがつて政府はそういうものには對してはいわゆる援助の対策を講じておるわけなんです。農業においてはしかり、むしろ石炭も私はその一環だと思ひます。ですからそういう点につきましても、ただ事業家だけでなく、高度な立場から経団連あたりはひとつそういう対策を、いままでもやつていただいておりますが、さらに推進していただきたいことをお願いいたします。

いま一つ、ちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。石炭産業に限らず、いろいろな業種でも同じでございますけれども、やはりそのものだけの、そのものずばりの経営では立ち行かない場合がしばしばございます。たとえば大きな電力事業でも何とか技術コンサルタントだといつて土木事業のようになつてやつておる、商會会社が建築会社をやつて、繊維会社が化粧品を始めるというふうな、いわゆる多角経営と申しますか、サイドワークと申しますか、とにかくそういうことを大いにやつておるわけなんです。ところが、私は石炭もそういうことをやつておられる方もあるのだらうと思ひますけれども、まだほんとうに困つておるのかどうかといふことを私は非常に疑わざるを得ないのです。と申しますのは、経営者はもう多くの職工をかかえ、職員をかかえておられますと、

どうしてもこれは給料を払わないわけにはいかな
い。銀行が貸さなければ、何とかしてこれを乗り
越えていかなければならないというので、いろい
ろ四苦八苦するわけでございます。そういう点に
ついて石炭業界は私には案外にききな安易な考えを
持っておるのじゃないかという気持ちがあるわけ
です。ですから、そういう点につきましても、ま
ず第一にお尋ねしますが、そういうことを石炭業
界がやるべきであるかどうか。私の言うのは、何も
石炭だけでございせん。すべての業種でござい
せん、当然私はやつしやるべきだと思ふのです。
むしろ経団連等はそういうことを指導してなるべ
く政府のやつかりにならぬようにせよ、おまえら
も努力せよ、おれらも努力して政府にできるだけ
の応援もさすけれども、おまえらの努力はまだ
足りないぞというくらいな指導をしていただきたい
ん。こういう考えを持てているのですが、植村さ
んのお考えはいかがですか。

○植村参考人 まあ、あれですな、ぐあいいいも
のがあって、ほんとにやつて、そして両方で
適当な会社の状況をつくっていく、これは非常に
いいことだと思ひます。いわゆる業農家につい
てこれこれ言われると同じ問題があるかもしれま
せんですが、ですから、これは具体問題としてそ
ういうふうなことが起こるのちつとも否定すべ
きでもないし、いいことだと思ひます。ただ石
炭の生産は責任持つて大体この程度はやるのだ
というのですから、その責任が果たせないと、こ
れはお金をこつちのほうに入れちゃって、こつち
がぐあいいいというふうなことは困りますけれ
ども、大体の責任が果たせ、それで両方相持ちで
まういくというのであれば、これはもうちつと
も差しつかえないのじゃないかと思ひます。それ
じゃそれをどういうふうにして進めるかという
と、これはちつとむずかしいと思ひます。

○中川(後)委員 同僚の質問があるようで、委員
長さつきからメモをよこしたりしておりますか
ら、私はこれで打ち切りますが、そういう点は確
かにおっしゃるようになります。ケース・バイ・

ケースで事情が違ふと思ひますが、できるだけそ
ういうふうにして石炭産業を——私の申したいこ
とは、日本における唯一無二のエネルギー資源で
ございまして、これを育成することにおいてさ
らにひとつお力をかけていただきたいとお願ひし
ておきます。

○多賀谷委員長 田畑金光君。

○田畑委員 いまの質問にも関連しますが、特に
経済界の指導的な地位にある植村さんに見解を承
りたいと思ひますが、中東危機が起きたというこ
とで、石油業界は非常なあわて方をしておるわけ
です。また政府も、御承知のように原油の輸入先
の分散を考えておるし、業界もまた今後のいろん
な施策を講じようとしておるわけです。あたかも
どろぼうを見てなわをなう姿だと思ひます。あたかも
す。すでに御承知のように、毎年わが国のエネルギー
は輸入エネルギーに依存する率が高まっています。
えていっているという状況です。こういうような
ことを考えてみましたときに、中東のこの危機の
問題は、あたかも国内唯一の資源である石炭問題
というものを別の角度から見直すべきだという感
じを持つわけですね。すなわち、これがエネルギー
供給の安全保障という問題じゃなからうか、こう
思ふのです。

それから、もう一つ感じさせられますことは、
つい一兩日前であります、最高輸出会議におい
てはここの輸出目標を百一十億ドルに立ててお
ります。この輸出を達成するに際しても、いろ
いろ動いていく国際経済の要素があるわけでは
ない。わが国の昨年の輸出の伸び方などの中に
は相当ベトナムなどが入つておるし、また、特に
一番輸出相手国として大きな地位を占めるアメリ
カの経済の動向など考えてみたときに、毎年十数
%の輸出の伸びの期待というものはなかなか至難
だろ、こういわれておるわけですね。そういうこ
とを考えると、今度の中東の問題が起きま
すと、特に貿易外収支の赤字がもつとふえるだろ
う、こういうふうにいわれておるわけですね。やは
り輸出のバランス、經常収支がどうなるか、国

際収支がどうなるかということがわが国の経済の
将来を左右すると思ひますが、一千億ドル経済と
いわれるように日本の経済規模も大きくなつてき
ておりますが、なおかつ外貨の準備手持ちは二十
億ドル前後、こういわれておるわけですね。そうい
う点を考えてみたときに、国際収支の健全なあり方
をつくるために、またわが国の外貨の準備を確
保するために、できるだけエネルギーの輸入な
ども抑えて国内資源の石炭を守っていくというこ
と、これが国際収支の面からくる石炭産業安定の
問題につながると思ひます。

こういうようなことについて、私は今度の中東
の危機での教訓というものは、国内資源の石炭につ
いて新しい角度から見直すべき課題を提供してお
る、このような感じで見えておるわけでありませ
んが、植村会長の御見解をひとつ承つておきたいと
思ひます。

○植村参考人 ただいまのお話の点は、まさし
く審議会できめるときに五千万トン程度のもの
はほしいといふことをやつた大きなところだと思
ひますが、まあ幸いにやつて中近東、どうなるか
わかりませんが、どうやら火の手がおさまれば、
一方からいって、石炭に好影響が出るほどのこと
はない。同時に日本の貿易阻害あるいは原油関係
というふうなものについても、あまり影響がない
程度で終わろうと思ひますけれども、これがまあ
一年なら一年続くことを考えますと、いよいよや
はり国内資源である石炭というものが大切である
ことはわかるわけでありませう。平生からの消費分
野をどうなんふにしようかというふうなことも安全
の問題とは関連いたします。これは歴史があるか
らであります。イギリスがその前のスエズ戦争
のときに困りましたけれども、困つたのはガソリ
ンに困つたので、重油に困つた程度は少ないです
ね。あれは国内炭を相当使つておりましたから、
そういうような点も勘案して、将来の需給計画の
ときは考えるべき問題はあるんじゃないか。た
だ、どうも石炭は何か横つちよに置いておいたけ
れども、これだつていざとなれば大切だぞという

一つの警鐘的な価値はあつたんでしようが、実質
はあらわれてこないと思ひますが、将来のいろい
ろな計画検討等については、そういうような点が
いままでよりもちつと強く考慮されるんじや
ないか、これは皆さんどう考えるかという問題に
なるかと思ひます。

○多賀谷委員長 これにて参考人の御意見に対す
る質疑は終了いたしました。

植村参考人に一言ごあいさつ申し上げます。
本日は、御多用にもかかわらず本委員会に出
席ください、貴重な御意見をお述べいただき非常
に参考になりました。厚く御礼申し上げます。

○多賀谷委員長 それでは次に、内閣提出、石炭
鉱業再建整備臨時措置法案を議題とし、質疑を行
ないます。
質疑の通告がありますのでこれを許します。田
畑金光君。

○田畑委員 いま資料をいただきました。この間
私の申し入れた資料だと思ひますが、いま手渡さ
れたので内容をよく読む余裕もありません。この
説明を受ければ、大体私のこの間質問したいと
思つた内容が明らかにされると思ひますので、これ
を簡単に説明してくれませんか。
○井上(亮)政府委員 ただいまお手元に参考資料
をいたしました。石炭鉱業再建整備臨時措置法の
政省令関係の大体の石炭局といたしましての考
方を配付いたしましたわけでございます。ただ、現実
に最終的にこの案を固めます場合には、なお、政
府部内ではさらに検討を必要といたします。さ
らに従来の経緯にかんがみまして、石炭鉱業審議
会の政策懇談会等の検討を至急いたしたいとい
ふに思つておりますが、お手元に配付いたしまし
たのはいわば私ども石炭局の考え方でございます。
ただ石炭局の考え方と申しまして、先生方御承
知のように、昨年の七月に政府に出されました石
炭鉱業審議会の答申は、相当具体的な内容につ
いて触れられております。その具体的な考え方

の中に盛り込んでおりました、それをある程度数字であらわしておるといふような関係でございます。

まず最初から申し上げますと、前回も問題になりました第二条の再建整備計画の対象会社の基準につきましては、いわば対象会社たり得る資格要件でございますが、採掘可能鉱量につきまして過去三年間の平均年間生産量の十倍以上であるとする、それから第二は、財務の状況につきましては、実質赤字があることというふうなことを条件にいたしております。実質と申しますのは、会計法上いろいろな退職給付引き当て等については、当然積み立てておけるべきものを、見かけをよくするために十分な引き当てをしてないというものを引き当てたというふうに仮定いたしますと、それだけ赤字がふえますから、つまりそういう健康な経営をもう一ぺんやり直したあとの赤字というふうなことにいたしております。そうなりますと、今日の石炭企業も相当程度の赤字が出るわけでございます。それを条件にいたしております。

それから第二は金融機関の範囲でございますが、この金融機関の範囲につきましては第四条でございますが、ここに書きましたように、ほとんどすべてと言つていいような金融機関を一応網羅いたしております。ただ政府から無利子で融資している近代化資金等についてはこれを除いております。有利子の融資をいたしておるのは対象とする、そういうふうな考え方がこの背後にあります。

それから第三点は、同じく第四条の問題で、前回御質問がありました点でございますが、借り入れ残額に乘ずる比率の率の問題でございますが、これはこの算式にもありますように、まず分子のほうですが、分子は当該会社の元本補給額です。元本補給額はどしどし出すかという点につきましては、備考欄に一案と二案と出しておりますが、一案につきましては前回私が答弁いたしました内容でございます。これは、この法律によりまして千億相当の金を各会社に配付いたすわけでございます。

ますが、その計算方式としましては、全体の対象企業の借り入れ残高、これに実質赤字の累積額を加えて、これを分母に置きまして、それから当該企業の借り入れ残高と当該企業の実質赤字というふうなものでめたいというふうな考え方をいたします。第二案は、この実質赤字を一応考慮しない、昨日中小炭鉱のほうからお話のありましたのはこの第二案、全対象企業の借り入れ残高分の当該企業の借り入れ残高、こういうふうな考え方、この二案がいまあるわけでございます。いまいずれとも決定いたしておりませんが、理論的にいいますと、数字からいいますと、第一案のほうは、本法の趣旨である会社経営の困難を救う、それから過去の閉山合理化過程で生じた赤字を解消させたいというふうな趣旨からいいますと、第一案のほうは理論的には正しい、また公平であるということができるわけでございますが、ただ第二案のほうは簡明であるという点で長所がある、そういう点で第二案も一応私どもの考え方として関係方面と折衝中でございます。

それから第四は償還の方法、これは第六条の第二項でございますが、「元利補給金の交付を受けた会社は、最後に元利補給金の交付を受けた日の属する営業年度の直後の営業年度から、その日から起算して五年を経過した日の属する営業年度までの各営業年度に係る決算について通商産業省令で定めるところにより計算した利益の額が「云々」ということがあります。これは利益を計上した場合に国に納付するという規定でございますが、そのときの利益を計算する納付のやり方につきましては、まず第一に、利益の計算方法につきましては、先ほども申し上げましたように、やはり適正な減価償却はきちとやらしたという前提、それから退職給付引き当て金の引き当てもきちと行なう。これは通常経理をしますときにこれをみんな繰り延べたり何かにしておきまして、そうして見せかけ黒字を出しております。黒字といいますが、赤字を少なく見せかけておるのが通例でございますが、今度は、利益が出たときに国に納付す

るといふような場合には、これを特に通常の公表損益というものでなしに、税法上認められる減価償却はやったという前提、それから同じく税法上許される退職給付引き当て金の引き当てはやつた、そういう計算をしたあと、利益がある場合に対象とするという考え方でございます。それからなお、同じく同条に利益率の問題が出ておりますが、これは年一割五分程度といたしたいというふうな考え方をいたします。それからなお、同じく同条に利益率の問題が出ておりますが、これは年一割五分程度といたしたいというふうな考え方をいたします。

また昨日の参考人の御意見などを聞いてみましたが、同じようなことが指摘されていたようでありますが、この法律の重要な点が、いま説明あった問題などもそうありますが、政省令にゆだねられるわけですが、それが、その内容いかんによつては、適用を受けない炭鉱、特に中小炭鉱が相当ありはしないか、こういうことを憂えるわけですが。日本石炭鉱業連合会の植田さんの昨日の公述のプリントを拝見しますと、いまの点について、「従いましてこれら基準につきましては、答申にも『中小炭鉱については若干条件緩和を図る』旨明記」されております。したがって、できるだけひとつ中小炭鉱がこの対象になるように、政令、省令の内容についても考えてもつたというふうに希望しておりますが、この点はひとつ局長からと思ひますが、あらためて見解を伺いたい。

それから第七番目としましては、利益金処分認可の条件ということでございますが、これは経理規制の問題に関する問題でございます。第十二条の二項に、「その申請に係る営業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行つた後に、行なうものであること。」「これも先ほど申しましたように、現実のいわゆる公表損益というふうな形の経理内容ではなくて、もう一ぺんやるべき減価償却は行ない、退職給付引き当て等についても税法上認められる限度まではやるという前提で見ても、しる上で利益金がある場合にその処分をどうする」というふうなことで考えてまいりたいという趣旨でございます。

以上、簡単に申し上げますが、おまな政省令の内容について御説明いたしましたようなわけでございす。○田畑委員 この間も私、指摘いたしました、

また昨日の参考人の御意見などを聞いてみましたが、同じようなことが指摘されていたようでありますが、この法律の重要な点が、いま説明あった問題などもそうありますが、政省令にゆだねられるわけですが、それが、その内容いかんによつては、適用を受けない炭鉱、特に中小炭鉱が相当ありはしないか、こういうことを憂えるわけですが。日本石炭鉱業連合会の植田さんの昨日の公述のプリントを拝見しますと、いまの点について、「従いましてこれら基準につきましては、答申にも『中小炭鉱については若干条件緩和を図る』旨明記」されております。したがって、できるだけひとつ中小炭鉱がこの対象になるように、政令、省令の内容についても考えてもつたというふうに希望しておりますが、この点はひとつ局長からと思ひますが、あらためて見解を伺いたい。

○井上政府委員 お説のように、石炭鉱業審議会から政府に提出された答申案の中にそういうことばが入つておるわけでございます。私も、この法律の運用にあたりましては、答申の趣旨にも沿ひまして、そういう弾力的配慮をいたしたいというふうに考えております。

ただ配慮のしかたといつたしましては、私は率直に申しまして、この炭量はやはり十年というところでやつていただきたいというふうに考えております。実際問題といたしまして、今日中小炭鉱がこの再建整備計画の提出をして、肩がかりを受けたという希望を出しておられる企業があるわけですが、私、予備審査でその内容を検討いたしておりますが、大多数の企業につきましては、十年というふうな期間にいたしても、一応、対象会社たり得る資格を持てるのではないかと、いうふうに考えております。

ろ中小炭鉱の問題でございまして、したがって私どもとしましては、中小炭鉱に対する配慮をいたしましては、この法案にもありますように、審議会におきましていろいろの再建計画について意見を聞き検討するわけでございしますが、そういった際、あるいは当該中小企業と関係金融機関との関係の調整といふか、あるいは政府のあつせんといふような点で十分の配慮をして、できるだけ多くの中小炭鉱が肩がわり措置を受け得るよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○田畑委員 肩がわり措置にあつて、借り入れ残高のみを基準にするか、あるいは先ほどもお話しのような実質累積赤字を加味するか、これによって、やはり相当個別の企業には影響が出てくると思われるわけですね。なるほど、先ほどの局長の御答弁のうちに、この法律の趣旨あるいは答申の内容などから見た場合に、理論的にしか公平な措置としては、借り入れ残高と累積赤字を加味しながら肩がわり措置を行なうことが適切であるという感じがいたしますが、そこで問題になることは、一つは次のことだと思ひます。先ほどの説明の中にもありましたように、またこの法律の中にも書いてありますように、合理化事業団から出た近代化資金は除外する、あるいは一年以内の市中銀行などから借りた運転資金は除外する、こうなっておりますが、この合理化事業団からの無利息の近代化資金は別として、市中銀行から借り受けた一年未満の短期の運転資金といふのは、決して短期じゃなくて、実質は長期の資金であるということ、これは昨日の参考人の公述の中にもはっきり出ていますし、またいまの炭鉱企業が市中銀行から金を借りる場合は、結局短期資金として借りて払えないから、実質は長期の資金にせざるを得ないというのが実態だ、こう思うのです。

企業整理が比較的好い山といふのは、元来、過去十何年間の、あるいは特にこの合理化が始まって以来の山元における労使の協力というものが、やはりその山の健全な経営といふものを維持してきただという面は否定できないと思ひます。そういう点から見た場合に、実績累積赤字を加味するという点になれば、正直者がばかを見るという批判も出ないでもない、こう思うわけで、そういう点などから見るなら、私はこの借り入れ残高に依つて肩がわり処置をやるということが、むしろ実態的には公正であり、公平を期するんじゃないか、こういう感じを持つわけですが、その点どうでしょうか。

○井上(元)政府委員 先ほども申しましたように、私はやはり石炭鉱業の今後の倒産、崩壊を防止していく。それから特にこういう措置が必要になつてまいりました大きなゆゑは、やはり石炭鉱業の最近におきます大きな閉山、合理化過程で千二百円という問題もありましたが、そういう事情で膨大な赤字負債をかかえているという点々が問題であり、これを脱却するような施策をしなければ、私企業としての再建はなかなかむずかしいというところから考えました施策でございします。単に借り入れ残高だけで考えるという考え方には、借り入れ残高といふだけでは、中には正常な借り入れもあるわけでございしますし、異常なものもありますし、設備等の問題についても必要があつて借りたというよりな考え方がありまして、これだけといふのはよくと抵抗を感じるところでございします。ただ、先ほども言いましたように、だからといって、この実行にあつては、先生が御指摘のように、借り入れ残高だけで見るといふ見方も、これは簡明であり、事務的にもきつめて簡単であるというよりな意味で、私ども魅力を感じております。その場合には、やはり借り入れ残高の中には、過去のそういった赤字要因その他のものがすべてそういう形の中で具象されているというよりな意味で、先生おっしゃるような見方もできないことはないかと考

えております。

そこで、私どもとしましては、ただいまこの問題については、さらに関係省とも最終的に練りたいて思ひますし、同時に、先ほど言ひましたように、石炭鉱業審議会をいたしまして、この問題をさらに検討する予定になつておりますので、先生の御意見を体しまして、十分今後の折衝をいたしたいというふうに考えております。

○田畑委員 政府が再建整備会社として認定するについては、この法律によれば、その前提として、当該会社と政府関係金融機関あるいは市中金融機関の間にこの法律に要請する基準に該当するような対策、借り入れ契約が条件変更されて、その上に立つて政府に認定を求めた場合に、以下の基準に該当すれば政府はこれを再建会社として認定する、こういう手続になるわけですね。

○井上(元)政府委員 そのとおりでございします。

○田畑委員 そこで、私はこの間も大臣並びに石炭局長に質問をして、そしてまた昨日参考人にもお尋ねをしたことですが、それは、特に市中銀行の場合に、債権のたな上げ期間を十年、さらに利息は五分にして、残余の利息は切り捨てるといふこの措置が、今後市中銀行をして、石炭会社に対する継続的な融資の道をつないでくれるかどうか、私はこの問題に非常に不安を感じているわけですが、すでに昨日の参考人の意見の中にも、銀行によつては、それじゃ困る、すでに土地、建物その他の物件が担保に入つていて、肩がわり措置をとる前に、ひとつ物件を処分して返済してくれ、こういうような強硬措置を言つてきておる銀行もある。また、かりに政府の肩がわり措置によつて、財政資金の肩がわりといふことになつた場合、なるほど炭鉱は身軽になるかもしれないが、銀行がおそらく今後貸してくれぬだろう。金融はかえつて梗塞する不安が出てくるというよりな答弁があつたわけですね。そこで心配すること、せつかく中小炭鉱などで肩がわり措置をやろうと思つても、銀行がそういう態度で来ますと、結局銀行と会社との貸借契約の変更といふものが

できない。したがつて、認定を申請することはできぬ、こういうようなことも心配されるわけですが、こういうような点については、石炭局としてはどのように指導され、あるいは処置されようとするのか、お尋ねしたいと思ひます。

○井上(元)政府委員 昨日もそういうような意見があつたわけですが、そういうことがありますが、一年以内の短期資金まで十年で払うというよりなことをいたしますと、いよいよもつて市中銀行は短期資金まで貸さなくなるということになるおそれがあると思ひます。

また、最初に御質問がありました、政府は十二年、市中は十年といふような点で、でございしますが、これはどちらかというと、市中銀行に有利に均等償還するといふ考え方を一応とつております。しかし、金利につきましても、御指摘がありましたように、市中銀行は大体八分以上の金利で石炭鉱業に貸し出してあります。したがつて、今度元利均等償還いたしますのは、五分、五分でございしますから、その差額は市中銀行に泣いてもらふという考え方をとつておりますので、その点は、一見シビアのように見えますと思ひますけれども、この点につきましても、私も石炭鉱業審議会が答申を出します前後におきまして、関係金融機関とは十分に打ち合わせをいたしまして、確かに金融機関から、最初は五分に切られるのは困るという意見が出たことも事実でございしますが、しかしやはり、国が石炭鉱業のこういう異常な債務につきましても、これだけの措置をとるわけではございしますから、市中銀行もやはりこれに對してこの程度の協力は願いたいというよりなこととて、全銀協、地銀協等も今日では了承いたしました。当初そういった反論があつたことは事実でございします。そういう状況でございします。それからなお、こういう金利等につきまして、金融機関に一部泣かせるというよりな措置をとりましたために、逆に今度石炭鉱業に対する金融機関の協力の熱意が非常に薄くなるのじゃないかと

がつて法律が成立を見た、すぐ政令、省令に移るわけです。そうしてまたいろいろそれに基づく手続というものがとられるわけです。この間もうすでに何度も石炭局長から、法律が通ればすぐでもできるような態勢は、もう下準備は進めておるののだというお話がなされておりますが、間違いないと思います。間違いないですね。その点をひとつ御答弁いただきます。

○井上(元)政府委員　ただいま御指摘がありまして、たよりに、この法律運用にあたりまして、あまり複雑、煩瑣な手続を要しないようにしていただきたいということでございますが、ごもっともな御意見でございますので、できる限り私どもそのような努力をいたしたいと思っております。

ただ一言付言させていただきますと、それは申

しますものの、やはりこれだけの膨大な国の資金を支出するわけでございますので、この法律にもありますように、やはり経理規制は厳正にやってみいりたいというふうに考えておりますので、この点については大手、中小あまり手心を加えるわけにまいりません。その点だけはひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○田畑委員　それではもうあと一、二点だけお尋ねしておきたいと思うのですが、これはいつか大蔵委員会とこの石炭特別委員会の連合審査のときにお尋ねした件であります、周囲の中小炭鉱が閉山したことにより、その坑内水が残存炭鉱に浸透していつて、それが非常に保安上も、また排水の経費の面にも大きな負担となつて、これで困つておる炭鉱が相当あると聞いておりますが、その事例をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○井上(完)政府委員　ただいま私どものほうでそういうた実態についていろいろ各企業から御意見を承つておりますが、その中で代表的なものを申し上げますと、まず東のほうから申し上げますと、常磐炭鉱地区でございます。これは特にこの常磐地区につきましては、これは全国各地似たような傾向はありますが、周辺炭鉱が閉山しまして、たとえば磐城炭鉱を例にとつてみますれば、

あそこは非常に水の多いところでございますが、それがさらに周辺の山が閉山しましたために、さらにこの水が非常に増加してきておる。そのために電力費の負担等相当増高してきておるというような実例がござります。それからさらに九州へ参りますと、筑豊地域におきましては、やはり同様な傾向があります。山の名前を代表的に申し上げますれば、三井の山野炭鉱、それから同じく田川炭鉱等におきましては、これが数年前と今日では格段の違いになっておるわけでありまして、水の量が逐年ふえてきておる、周辺の閉山に依りて増加してきておるというような実例が見られるわけでございます。

○田畑委員 いま石炭局長のお話のとおり、私の調べた資料によれば、たとえば常磐炭鉱の場合を見ますと、これは御承知のごとく元来が水、温泉の多いところなんです。この山を一例にとりまして、昭和三十三年当時隣接炭鉱より揚水していた水量が毎分二十八・二トンであったが、その後隣接炭鉱は終掘、事業団買い上げにより現在の揚水はわずかに毎分五・三トンにすぎなくなり、したがって毎分二十二・九トンの水が深部を稼行している常磐炭鉱に浸透し、これが温泉となり、同炭鉱の排水の負担増、あるいは採掘作業の阻害となつて現実にあらわれているわけです。このように非常に負担というものを当該炭鉱は受けておるわけで、これが保安上ゆゆしき問題であるだけでなく、排水費の高騰によつて企業体の経営が非常に苦しくなつてきておる。これがためにたとえば常磐炭鉱がどの程度の必要な設備をやつておるかという、六億排水設備その他にかけておるわけなんです。そして年間の経費が二億九千万円になっておる、こういうことです。電力費だけでも一億七千万にのぼつておるといふこと。常磐炭鉱だけかと思つてみますと、先ほどの局長の答弁にもありましたが、山野炭鉱の場合などはどうなつておるかとおししますと、これは流入水というものが昭和三十八年から毎年ふえてきて、そして揚水経費が昭和四十年年度にはトン当たり三百十六円にの

ぼつておるわけなんです。あるいはまた田川地区にある新田川炭鉱の例を見まして、揚水経費というものも毎年ふえてきて、四十年にはトン当たり百七十一円、四十一年には百八十八円、四十二年には二百八十九円、四十三年以降には三百七十六円になるであろう、こういうことがいわれておりますが、この問題については、特にこの間の連合審査のときにも、大蔵大臣からも答弁がありましたし、大臣からも御答弁がありました。やはりこれは政府の石炭政策に基づいて発生してきた被害であるとするならば、この際何らかの形でこの問題の解決をはかつていただきたい、こう考えておるのですが、あらためて大臣と局長の見解を承つておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 周辺炭鉱の閉山によつて排水費が増加してきたというところにつきましては、これは財政資金による融資等の資金援助によつて、これを何とかして救済したい、こう存じております。

○井上(亮)政府委員 ただいま大臣の答へになりましたが、結局この問題につきましては、周辺の炭鉱の閉山、それと坑内水の増加、その因果関係が科学的に明確になれば、これは鉱害ということになるわけでございますが、この周辺の炭鉱の閉山というものと坑内水の増加というものの因果関係、これはもう少し科学的に調査してみよう必要があるんじゃないかというふうに考えております。しかしこれが鉱害になるかならないか、これはなかなか議論のあるところだと思ひますが、しかしいづれにしても、何と申しますか、私どもの見た目からいいたしまして、歴史的、経過的に見ましても、とにかくやはり周辺炭鉱が閉山されれば、水は坑内から低きに流れるわけでございますから、残った山に集まるというのは常識でもございまして、こういうことのために非常に困窮しておられる山につきましては、私どもも何らかの方途を講ずる必要があるというふうな考え方を持つておるわけでございます。具体的にどうするかというところにつきましては、さらに先ほど申しましたような周辺の閉山と坑内水増加との因果

関係等ともからめまして、ひとつ検討いたして前向きに対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○多賀谷委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○多賀谷委員長 速記を続けてください。

○田畑委員 局長は同じ答弁ばかりしてさっぱり解決しないというところですが、私は衆議院の特別委員会では、この国会で初めて、この問題に関する限り大臣並びに局長に質問しておるわけで、大臣並びに局長の答弁は、国会で約束したことは必ず来年の予算措置などについては具体化されるものと、こう期待しておるわけです。

いまの局長の答弁の中で因果関係云々というわけですが、実際そのような該当炭鉱の坑内水の増量を見るならば、あるいはこれがためにかけている排水費や電力費のふえ方を見るならば、因果関係があるというところは、この数字の中から明瞭に言えると思ひます。今日まで、いま局長のお話のように、因果関係があるかないかというところで、その観点に立つて何か科学的な調査でもなされたことがあるのですか、ないのですか。

○井上(亮)政府委員 私の知つてゐる範囲では科学的調査はしてないと思ひます。ただやはりいろいろ当該炭鉱が自分の山の水のふえ方等につきまして統計をとつてゐることは事実でございます。しかし、それがほんとうに因果関係が明確にあるかどうかというところにつきましては、やはり地下水の流動する姿等につきましての相当科学的な立証がないと、この辺は明確にはならないというふうに考えております。

ただ、私どももそういうことはさておきまして、いづれにしても相当炭量のあるビルド山がござつたことのために、つまり、排水費の増加、そのことは言いかえれば、コストの増加要因あるいは赤字の増加要因にもつながるわけでございます。そのことのために苦しんでゐるという実態はあるわけでございます。そういう実態に対し

て、このビルド山をどのように維持していくかというふうな面からの助成策については、同時に検討しなければいかぬという趣旨で御答弁申し上げたわけでございます。

○田畑委員 私は、こういう事例というのは今後ふえこそすれ減るということがない、こう思ふのです。また当該炭鉱においては常に計数的にもその因果関係を立証し得るような調査あるいは統計資料を持つておるわけでありまして、やはりそのようなものを十分顧慮されて——この問題について、この間、菅野通産大臣はもうお忘れになつたかもしれませんが、あの連合審査のときには、私、速記録を持っておりますが、鉱害の一種として前向きに解決のために努力するということを明確にお話しなさつております。きょうはまたちよつとその辺がふらふらと後退したような答弁で、大臣、それじゃ困ります。大臣という最高の責任ある人のお話だから、われわれはそれを信用して、そうして審議にも協力するわけ、早くこの法案を上げなければならぬという気持ちで、質問したいのもできるだけこれをセーブしながら質問を控えておるのですから……

そうしますと、この問題については大臣並びに局長としては、鉱害の一つという前提に立つてこの問題を解決するというような方針は動かしがたい、これは正直なところなんだ、こういうふうに私は理解しようと思つておりますが、それでよろしいかどうか。これはぜひひとつ来年の石炭政策の一つとして取り上げて、何らかの解決の方向を確立していただきたい、こう思つておりますが、この点ひとつあらためて大臣の見解、所信、石炭局長の考え方を承つておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 これが鉱害ということがはつきりわかれば、もちろんその鉱害としての対策を考へるわけですが、いま局長から申しましたとおり、まだその科学的な証明がつかないの、その点が鉱害として処置するかどうかということはまだ未決定にいたしました。とにかくこの排水のための費用が増加したということに対しては、

これは来年度から前向きに考えていきたい、こう存じておる次第でございます。

○井上(亮)政府委員 大臣の御答弁を体しまして努力いたします。

○多賀谷委員長 関連質問の通告があります。これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 田畑委員の質問の中で局から石炭鉱業再建整備臨時措置法政省令石炭局案というものを提出されたわけですが、ここで特に問題なのは、3の「借入残高に乘ずる率について」、そして第一案、第二案が出されているわけですが、少なくとも昭和四十一年下期決算がそれぞれ株主総会が開かれてすでに終わっているわけですから、しかもこの法案は早急に衆議院を通過させなければならぬというところで審議も大詰めに来ているわけですが、この衆議院通過にあたって、算出の方式が確定しないのでこの法案を衆議院を通過させるということは、院の権威においてこれは問題だと思ふのです。おそろくこれが参議院に行つて、参議院でも同様の問題が出てまいらぬと思ふわけですが、明白総理が本委員会に出席をするわけですが、第一案、第二案について早急にまづめて、いずれの案をとるか明らかにしなければ、あらためて理事会を開いて法案の審議について再検討しなければならぬのではないかと、こゝろ私は考えざるを得ないわけですが、この点について明日まで一応通産省として、局としてこの方向がまづめられるものかどうか、この点が第一点であります。

それから第二点は、それぞれ当該会社の昭和四十二年四月一日現在の借入れ残高ということ、結局三月三十一日で決算が終わる、今年の四月一日の借入れ残高になるわけですが、従来はこの政策が出た年度で一応打ち切るといふのが客申の趣旨でもあり受けとめ方でもあったことは間違いない。悪くいえば、今度五月に行なわれた株主総会において、いわゆる四十一年の下期決算において赤字にしてしまふ、そうすると、これは適用を受けるという案なわけですが、しかも大手では

当然従来黒字の山が今度の決算で赤字になっている企業があることも事実なわけですが、悪く勤めれば、何かそういう点で当初の受けとめ方とずいぶんこの案は違ふのではないかと、そういう中で何かこの案を見ますと、工務的にいふわけの赤字決算をする、それが適用になる、こういうことに私はなるのではないかと思ふわけですが、そういう点について、いつごろからこの四月一日残高という方針が立てられたのか、これはごく最近でなければおかしいはずなんです。

○井上(亮)政府委員 おことは返すようではなはだ申しわけありませんが、きわめて心外なる質問でございますので御答弁させていただきます。この法案にもありますように、四十二年三月末というところで一応残高を押えておるわけでございます。昭和四十二年四月一日現在において借り入れ残高のある借り入れ金を対象にして肩がわりする、こういうふうに書いてあります。この点につきましては当初からこういう考え方でござい

それからも一つ、石炭政策を実施する、しかもそれを効果ある実施をするという場合には、一番至近年次をとらえてやるのが正当でございす。赤字の累積等を解消いたしますときに、一年も前にあつた赤字、その後累積された赤字は考えないというふうな助成策は現実的でございせんので、やはり一番至近年次、本来でいへばこの法案が通つた現在における赤字でも私は差しつかえないというふうに考えるべきでございます。ただ、しかしそれは、岡田先生おっしゃる通りに、そこまで言うのは少し常識に反するかと思ひますので、できるだけとらえて得る最近至近年次というのが石炭政策、特に助成策を実施するときの態度ではないかというふうに考えておりますので、この点については何ら作爲あるものではなく、政策の常道に従つて考えたわけでありす。

それから第一案、第二案の点でございますが、これはいわば技術的な、行政にまかされてしかるべき案ではないかというふうに考えております。私はそう考えますけれども、しかし先生方そうおっしゃられますならば、私は一案をとりたいたいというのを申し上げます。ただ、行政というのはそう簡単にいきませんで、これは私の案ということで出しておるわけですが、なお関係省あるいは石炭鉱業審議会の政策懇談会等においてももう少し慎重に配慮しようということでございます。国会の先生方の御意見、田畑先生からも先ほど御意見がありました、諸先生の意見もいろいろ参考になりました、しかもそれをできるだけ尊重するような形で審議会等においても努力いたしたいというふうに考えておりますので、この点はひとつ御容赦いただきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 この問題は重要で、実際に個々に適用を考えますとやはりいろいろ問題があるのです。私はここで具体的にあまり議論したくないわけですが、これは非常に重要な問題ですから、この点若干打ち合わせをしてもらつて、ある程度方向づけをするなり、一応資料がこういう形で出たわけですから、出た以上この方向づけをしないのでこの法案を通過させるということは私は非常に重大だ、こう思ふわけですが、この点について、特に大臣も来ておるわけですから、あらためて意思統一をしてもらいたい、こう思ふのです。

○多賀谷委員長 ちよつと速記をとめて。

○多賀谷委員長 速記を始めて。

○岡田(利)委員 この点は概略明らかにしなければならぬと思ふのですが、この法律の適用を受ける山ですね、私の判断では大手では適用を受けるのは三社くらいで、中小では適用を受けるのは十五社くらいではないか、こう判断をいたしておるのですが、大体そういう理解でよろしいのですか。

○田畑委員 私はこれで質問を終わりますが、特に希望しておきたいのは、さきの質問に関連してですが、私の質問の中で、坑内水の問題について前向きで検討願ふというところで大臣並びに局長は御了承されたので、その行くべきをこれから見ていきたい、こう思つておりますが、特に念のために申し上げておきたいことは、鉱害の一種として云々という質問の答えがありました、ただそれがいわゆる鉱害理論で、周囲の鉱業権者がいないから賠償も何とれないのだというふうなところで片づけるというふうな意味の答えとすれば、これはまた全く逃げる結果になるわけで、政府の答弁もそういう気持ちで答えたものと私は見ていないわけですが、不可抗力で政策上の被害としてこれが出たとすれば、かりに安定補給金の中で見るわけにいかぬかどうかというふうなことも十分検討の余地があると思つております。そういうふうな角度でこの問題を検討願ふものと私は期待しておりますので、ひとつ今後十分検討の上、次の予算措置においてはできるだけこれが善処されることを強く希望しておきます。

質問を終わります。

○多賀谷委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 席をはずしておりましたので、先議員の質問と重複する点もあるかと思ひますが、その点御了解願ひます。

再建整備法はいまや全炭鉱の注目の的だと思ひます。中でも何が一番心配されているかといへば、何といひましてもどういふ条件で一千億円の肩がわりがなされるのか、これは最大の関心事だと思ひますが、きょう配付されている資料を見ても、大体その内容を見たばかりであまりよくわかりませんけれども、問題は財務の状況と掘採可能鉱量、この点に一番大きな問題が寄せられると思ひます。

この資料の点についてはまたあとの時間でゆつくりお尋ねしますが、私がこれを見て直感するところは、ほとんどこれは大手炭鉱の恩恵政策である、このように感ずるわけですが、先般のこの委員

べき案ではないかというふうに考えております。私はそう考えますけれども、しかし先生方そうおっしゃられますならば、私は一案をとりたいたいというのを申し上げます。ただ、行政というのはそう簡単にいきませんで、これは私の案ということで出しておるわけですが、なお関係省あるいは石炭鉱業審議会の政策懇談会等においてももう少し慎重に配慮しようということでございます。国会の先生方の御意見、田畑先生からも先ほど御意見がありました、諸先生の意見もいろいろ参考になりました、しかもそれをできるだけ尊重するような形で審議会等においても努力いたしたいというふうに考えておりますので、この点はひとつ御容赦いただきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 この問題は重要で、実際に個々に適用を考えますとやはりいろいろ問題があるのです。私はここで具体的にあまり議論したくないわけですが、これは非常に重要な問題ですから、この点若干打ち合わせをしてもらつて、ある程度方向づけをするなり、一応資料がこういう形で出たわけですから、出た以上この方向づけをしないのでこの法案を通過させるということは私は非常に重大だ、こう思ふわけですが、この点について、特に大臣も来ておるわけですから、あらためて意思統一をしてもらいたい、こう思ふのです。

○多賀谷委員長 ちよつと速記をとめて。

○多賀谷委員長 速記を始めて。

○岡田(利)委員 この点は概略明らかにしなければならぬと思ふのですが、この法律の適用を受ける山ですね、私の判断では大手では適用を受けるのは三社くらいで、中小では適用を受けるのは十五社くらいではないか、こう判断をいたしておるのですが、大体そういう理解でよろしいのですか。

○田畑委員 私はこれで質問を終わりますが、特に希望しておきたいのは、さきの質問に関連してですが、私の質問の中で、坑内水の問題について前向きで検討願ふというところで大臣並びに局長は御了承されたので、その行くべきをこれから見ていきたい、こう思つておりますが、特に念のために申し上げておきたいことは、鉱害の一種として云々という質問の答えがありました、ただそれがいわゆる鉱害理論で、周囲の鉱業権者がいないから賠償も何とれないのだというふうなところで片づけるというふうな意味の答えとすれば、これはまた全く逃げる結果になるわけで、政府の答弁もそういう気持ちで答えたものと私は見ていないわけですが、不可抗力で政策上の被害としてこれが出たとすれば、かりに安定補給金の中で見るわけにいかぬかどうかというふうなことも十分検討の余地があると思つております。そういうふうな角度でこの問題を検討願ふものと私は期待しておりますので、ひとつ今後十分検討の上、次の予算措置においてはできるだけこれが善処されることを強く希望しておきます。

質問を終わります。

○多賀谷委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 席をはずしておりましたので、先議員の質問と重複する点もあるかと思ひますが、その点御了解願ひます。

再建整備法はいまや全炭鉱の注目の的だと思ひます。中でも何が一番心配されているかといへば、何といひましてもどういふ条件で一千億円の肩がわりがなされるのか、これは最大の関心事だと思ひますが、きょう配付されている資料を見ても、大体その内容を見たばかりであまりよくわかりませんけれども、問題は財務の状況と掘採可能鉱量、この点に一番大きな問題が寄せられると思ひます。

この資料の点についてはまたあとの時間でゆつくりお尋ねしますが、私がこれを見て直感するところは、ほとんどこれは大手炭鉱の恩恵政策である、このように感ずるわけですが、先般のこの委員

会で先輩議員が同じ心配から次のようなことを質問してありました。中小炭鉱を再建整備からはずすことはあり得ないことはわかるが、実質的には対象にはならないのではないか、この質問に対して答弁が、累積赤字がない山は対象にならない、また炭量の点でも四、五年しかないようなところも対象になりません、このように答弁がなされておりました。そこで私はこの中でも特にあいまに思ふのは、この累積赤字あるいは異常債務といわれるこの問題です。一体累積赤字をどういう方向でとらえているのか、この点についてお尋ねいたします。

○井上(亮)政府委員 累積赤字につきましては、これは実質累積赤字という考え方であります。といひますのは、このことはいわゆる公表赤字、公表損益に对应いたしました、公表損益だけで経理の実態を見てまいりますと、石炭鉱業は、過去数年非常に苦しい事態にあったわけでございまして、どうしても金融機関から金を借ります等のために、見せかけをよくするのが普通であつたわけでございまして、それで見てもこれはたいしたことはないやないかというふうになるわけですが、これも、実態は非常に悪いというのが実情でございまして、そこでこの法律で助成策をきめるときにも、むしろ実質面の赤字、実質的には赤字になるわけですが、そういう角度でとらえたいというふうな考えから実質赤字を見ることにしております。

実質とは何ぞやということになるわけでございしますが、これは公表に対する実質でございまして、実質という場合には、先ほども一部答弁いたしました、たとえば退職金給付の引き当て、これもほとんど行なっていない企業すら中小炭鉱等についてはございまして、大手についてはある程度やっておりますが、それでも金繰りが苦しい場合あるいは公表損益をよく見せるためにこれを十分積み立てていないというが実態でございします。そのほか減価償却等につきましても、税法で定められた一ぱいまでは当然みんなほとんど

やらないというふうな繰り延べ経理というふうな形をとって、その期の損益をよく見せるというふうなやり方を従来やっていたわけでございまして、こういふたような点につきましても税法で許されてはいる限り、やはりそれは退職金についても全部見る。それから償却等についても十分やる、適正な減価償却をやるといふように各企業それぞれ公表損益を直さずして、それを見まして、実質赤字の額をきめたい、こういうふうな考えでおるわけであります。

○大橋(敏)委員 いまの説明で大体の線はわかりました。しかしこの前の答弁の中に、累積赤字がない山は対象外だと簡単に言われておつたのですけれども、この山は、中小炭鉱にしてみれば、非常に冷たいことばのように受け取れるわけですが、御承知のとおり、合理化政策の中で特に中小炭鉱は、もちろん、大手でもそうですが、一社一山といわれるところは、合理化過程において企業をそれ自体が消滅してしまつた。いわゆる現在の生き残り組の中小炭鉱というものは、そのような荒波の中を特に人員整理をやつてきたりあるいは低賃金や労働過重をしいていろいろな面で無理押しをしてきたわけですが、しかも中小は、今日までの施策の中では、投資その他大手に比べて非常に不利な条件のもとに置かれてきておつた。そのために市中銀行に借り増しをしてきたりあるいは未払い金の増大を来したり、支払い手形、買掛金、増加、さらには高利の金融に手をつけた、こういうことを考えればたいへんな苦勞だと思ひます。やつと生きてゐるのではないか、これが実情だと私は思ふ。この中小炭鉱こそこの再建整備法の中で助けてやらなければ、ほんとうの意味の石炭産業の再建にはならぬのじゃないか。ちなみに福岡県の例をとりますと、中小炭鉱が大手の二分の一にあたる生産量を有しているということを聞いております。この中小炭鉱の取り扱いについては、今後の大きな課題であらうと思ひます。そういう点について、もう少し中小炭鉱が喜べるような内容を盛り込むべきではないか、このように思

うのですが、どうでしょうか。

○井上(亮)政府委員 お説のように、私も中小炭鉱については、特に大手と差別する考え方は一つもございせん。たとえばただいま御審議いただいております再建整備法等におきましても、全くそういう考え方をいたしております。ただ炭量の点等、二、三年先あるいは四、五年先に閉山することが明白な山につきましても、やはりこの制度の性格から見ましても、この制度の適用がふさわしいとは思ひません。したがしましてその反面、今度は中小炭鉱については安定補給金の交付というふうな措置とかあるいは機械貸与制度、中心にできるだけ重点的に考えていく、そういうような政策をとつておるわけでございします。

それからさらに中小炭鉱等につきましては、金融問題が非常に大きい問題でございします。これらの点につきましても、毎年中小公庫につきましても、越後資金とか越年資金等につきまして特別の措置を講じて、中小公庫等から融資していただくというふうな措置を講じておるわけでございまして、今後とも中小炭鉱については私どもとしまして十分配慮をしてみたいというふうな考えをしております。

○大橋(敏)委員 先日の答弁の中で、中小炭鉱の数十社から適用を申し出てゐる、その企業について検討中だといふことがありました。先ほどのお話の中で、この申請、また該当するものは大手で十五、中小は十五程度ですが、その中に鉱区調整を前提としての申請があつたかどうかということをお聞きしたいのです。

○井上(亮)政府委員 中小炭鉱については、そういう山がやはりある程度あると思ひます。一、二ではなくて、もう少しあるかもしれせん。私の記憶ではそのように考えております。

○大橋(敏)委員 鉱区調整の問題は、審議会の答申の中でも、これが再建のポイントになるんじゃないかといふようなことがはっきり明示されておりました。私はまだしろうとですのでもよくわかり

ませんが、何だか鉱区調整について現在すでに買上げられてゐる鉱区が、いわゆる粘土採掘権、いわゆるシャモットですが、シャモットの採掘権の先願を認めてゐるために、実際に鉱区調整がむずかしいのだ、こういう話を聞いたのですけれども、これはどうなんですか。

○井上(亮)政府委員 その点につきましては、ただいま国会に上程しております石炭鉱業合理化臨時措置法の改正の中で、その問題の改正をお願いいたしております。内容といたしましては、結局先生御指摘のように、シャモットと申しますより、耐火粘土の粘土を掘りたいというふうな出願が、いわゆる終閉山炭鉱の上にありますために、せつかく隣接の生きておる山が、隣接の終閉山の鉱区を鉱区調整してもらいたくても、その業者がおるために石炭の採掘ができないというふうな事態が往々にして筑豊にあるわけでございします。これはやはり耐火レンガ業者が粘土だけ掘るなら、これは差しつかえないと思ひますが、そのかわり石炭まで掘るといふのはこれは行き過ぎだと思ひますので、そういう意味で合理化法の改正をただいまお願いしているわけでございします。

○大橋(敏)委員 実はいまから聞くのはきのうもちよつと質問したのですけれども、一千億円を限度とする肩がわり措置について、最近日本石炭協会が発表いたしました大手十七社の累積赤字を見たのですけれども、借り入れ残高が財政投融資で千三百四十一億六千七百七十七万円、市中金融機関から八百七十四億四千万円、合わせて二千二百六十七億七千万円に達したと、こういうふうに出ておりました。私、これを見まして、私なりに感ずるわけですが、これも、一千億円の肩がわりというものは、こういう立場からいつても、大手のほうにはほとんどいふくじやないか。実際問題として配分の点についてどのような考慮が払われているのか、ここをお尋ねいたします。

○井上(亮)政府委員 先生御指摘ありましたように、二千二百億、これに中小炭鉱等を加えますと二千三百億くらいが今日の残高でございします。そ

のうち、先ほども御質問がありましたように、一年以内の短期の運転資金、これは通常ランニングな金融でございますから、これは当然除くべきことだというように考え方を除きますと、大体千五百億台くらいの金額が一応この対象になる。そのうち千億相当の肩がわりをいたしたいというように計算方式をとりまして、配分をいたしたいというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 結論的な意見になりますけれども、これも業者のほうから直接聞いたのですけれども、今度の肩がわり措置について、炭鉱業者、特に中小企業ですが、少なくともその債務の対象を、総額をまず見て、その中で過重な点を取り上げて、その何多かを無条件で肩がわりするのならば、あるいはたな上げするような措置でなければこれは生きた政策とは言えない、こういうふうなことも言っておりましたが、これについて……

○井上(亮)政府委員 肩がわりの額の決定につきましては、まあ理論的に言って一番いい方法とか、いろいろ問題があるのです。あるいは考え方からして閉山合理化費用を加えたらどうかというふうな意見もありますし、いろいろ意見があるのですが、炭鉱業審議会はこういった点に一番時間をかけて、先ほど私、資料で報告しましたような内容を政府といたしましては御答申いただいたとおるわけです。ただその場合に考えなければいかぬと思ひますのは、やはり行政事務能力の限界という問題もあるわけで、客観的に把握できる数値をとらなければいかぬというふうな関係がありますために、先ほど言いましたような要素を加えたらどうかというふうにも考えますけれども、私も、あるいは炭鉱業審議会としましては、まだ審議会として正式にきめたわけではありませぬけれども、大多数の意見が先ほど第一案として出しましたような、借り入れ残高、これはもう明確に把握できるわけですが、それに先ほど私が申しました実質赤字の額を加えて、つまりこの要素を加味して、残高が主体になりますけれども、実質赤字を加味して見る見方、実質赤字は先

ほど言いましたように、公表損益をもとにして税法上許されるもので未償却のやつを償却に繰り入れるとか、あるいは積み立てるべき退職金で積み立てないものを積み立てるとかいうような形で、それと見せかけの黒字よりも赤字要因がふえてくるというように、実質があらわれるわけですから、こういうのを行政事務能力で公正にできる範囲でやらしたいというふうなことです。これのほかにまだしいて意見を言え

ば、閉山合理化費用なんというのでもうだというふうな意見もないわけではなかったわけですが、これまたとらえまうのが正確性に問題があるというふうな点から、しかし閉山合理化等につきましても、そのことが結局累積実質赤字の要因になつております。実質赤字ということの結論の背後には、そういう閉山合理化費用があつたというふうなことがやはりその中に含まれております。だからそれが残高にもあらわれておるといふようなことから、残高と赤字を中心に考えれば大体公正にいくのじゃないかというふうなところから、先ほどの算式の考え方をとっているわけであり

○大橋(敏)委員 話はちよつと変わりますが、炭再建整備に基づきまして今後五千万トン以上の出炭を目ざして進んでいく、こういうことではあります。従業員の維持確保がいま問題になっております。きのうもちよつと話したのですけれども、五千万トンを確保するために十万人の労働者の現状維持がまず第一だ。かりに一人、四十トンの五十二トンまでアップされたとしても、ぎりぎり八万人は要るだろう、こういうことを新聞で見ただけですけれども、労働者確保に対して政府としてどのような考えを持っておられるか、お答え願いたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 御指摘になりましたように、労働者の定着性を確保するという問題は今日炭政策の上で大きな問題でございます。そういうふうな意味合いから、私も先般米厚生省等とも打ち合わせいたしましたし、炭鉱について現行厚

生年金の上積みとして特別年金制度をつくるというふうな話し合いを進めておるわけでござい

ます。それからなお、定着性の問題につきま

は、炭鉱賃金の問題あるいは労働環境の改善等の問題、いろいろたくさんあるわけでござい

ます。これらの点については私もそれなりの、今日の炭鉱として許される範囲の最大限の努力をするように業界にも申し、かつ指導しておる次第でござい

ます。なお定着性の問題につきましては、やはり根本的には炭鉱業というものの不安をできるだけ払拭するというのが私は根本的に一番大事なことではないかというふうに考えております。したがって、政府といたしましては、先ほど植村参考人もお話しになりましたが、エネルギー調査会、炭鉱業審議会等におきましても、そういった点も考慮して、特に石炭の今後の長期の位置づけ、五千万トン程度は確保するという方針も、これは同時に炭鉱業の経営の安定という見地だけではないに、炭鉱労働者の定着政策、やはり将来に対する炭鉱労働者の希望と不安を抱かせないための政策にもなるというふうにも考えております。やはり炭鉱業を今後しっかり確立していくということが基本的には一番大事なことではないかというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 私も、要するに炭産増産については、労働者と技術をいかに確保するか、ここにやはり大きな問題があると思ひますので、その点については、二重、三重の対策を持っていた

きたい。これは要望でございます。最後に一つお尋ねいたしますが、実はこれも新聞で見ただけですけれども、米国のほうで発電用の燃料は、コストの安い石炭でほとんどまかなわれており、また石炭化学の進展に伴い、石炭からガソリンの新抽出法に成功した。そこで石油会社で炭鉱を買収するなど、石炭ブームの再来が伝えられておる。こういう記事を見たのですけれども、石炭からガソリンを抽出するといふ、そういう研究が現在政府のほうでなされておるかどうか、そ

の点についてお聞きします。

○井上(亮)政府委員 先生が御指摘になりましたような研究は、諸外国でも御指摘のようにやっておるようでございます。日本におきましても、これは通産省の資源技術試験所があるわけですが、ここで小規模ではございますけれども、石炭に水素添加をいたしまして、ジェット燃料の合成をするというふうな研究を現在やっておるわけでござい

ます。まだ十分な成果を得るまでには至っておりませぬけれども、こういった努力はいたしております。

○大橋(敏)委員 この中で、日本の炭産業界もこのようにことが将来必ず活潑化してくるだろうし、そうならば明か

る見通しがある、こういう希望的なことが書いてありますので、外国はもうすでにここまですべてやっておるわけですから、もつと本腰を入れて、これも研究に乗り出してもらいた

い。

以上でもって終わります。

○多賀谷委員長 次回は、明九日午前十時三十分から理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

昭和四十二年六月十四日印刷

昭和四十二年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局